

中期目標の達成状況
《外郭団体指定の必要性》

所管所属名	建設局	団体名	クリアウォーターOSAKA（株）
-------	-----	-----	------------------

中期目標	(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	下水処理場、ポンプ場、下水管路その他の本市の下水道施設全体を総合的かつ一体的に維持管理し運営すること。
	(2)中期目標期間
	令和2年8月1日から令和4年3月31日までの1年8か月間
	(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	本市の下水道施設全体を総合的かつ一体的に維持管理し運営できる体制が確保され、当該施設が中期目標の期間を通じて安定的かつ効率的に維持管理し運営されている状態

中期目標達成状況	指標 I	本市の下水道施設の維持管理・運営を担当する社員における、下水管路の維持管理に係る資格である下水道管理技術認定の有資格者数、及び下水処理場・ポンプ場の維持管理に係る資格である下水道技術検定（3種：維持管理）の現状の有資格者数を維持する。			
		R2	中期目標 進捗率	R3 【最終】	中期目標 進捗率
	目標値	10人以上（※）			100.0%
	実績値	10人	100.0%	12人	220.0%
		（※）目標値：中期目標期間中、新たに10人以上、資格取得を行う			

所管所属の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期目標の達成状況 【中期目標期間】	ア	ア：達成 イ：達成見込み(計画期間中) ウ：未達成
	中期目標期間における 団体の事業経営による 本市の行政目的又は施策の達成状況について					
<p>本市の下水道施設全体を総合的かつ一体的に維持管理し運営できる体制を確保するため、中期計画に定めた研修の着実な実施により、維持管理に関する高度な技術的知識の習得が見られ、その効果として、新たな資格取得者について、中期目標に定めた目標の10人を上回る22人を達成することができた。また、人材育成計画については、現時点での案が示されており、団体の取組課題を抽出し、その対応に必要な人材の確保と育成に向けたものとして今年度中に策定するよう進められていることにより、当該施設を中期目標の期間を通じて安定的かつ効率的に維持管理し運営された。</p>						

外郭団体の指定（解除）	本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る 社会の環境変化等 について					
	<p>・団体は、設立後5年の節目を迎えようとしている。 ・一方、本市と大阪府が協力し、住民の安全・安心な暮らしを守るとともに、安定した質の高い下水道サービスの提供や下水道ストックを活用し社会へ貢献していくために、府市連携等による今後30年の下水道事業実施の方向性を「大阪府市下水道ビジョン」として令和3年12月に策定し、府市下水道が更に発展するとともに府内市町村下水道の持続性確保に貢献して、府域全体の下水道事業の発展を目指す取組みの一つとして、当該団体を活用して府内市町村のニーズに合った事業運営支援、自治体の中に技術・ノウハウが残る（向上させる）運営支援を行っていくことを定めた。 ・そういう状況の中、団体は市包括委託の確実な履行とともに「大阪府市下水道ビジョン」に基づく府域下水道事業への業務拡大をはじめとした広域的な事業展開を担ってもらう必要がある。</p>					
	中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために 団体に求める役割 について（外郭団体指定の必要性について）					
	<p>今後、団体が下水道トータルマネジメント企業として、本市と国の内外の下水道事業の持続、発展に貢献していくため、これまで本市が培ってきた技術・ノウハウを確実に受け継ぎ、時代の変化に合わせてこれを高度化させていくといった中長期的な視点に立った技術力の向上に取り組むこと。</p>					
	外郭団体指定の必要性	A	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無 【※「継続して指定」の場合のみ】	ア	ア：有 イ：無
講ずる措置の内容						
次期中期目標の制定後、中期計画の作成協議を行う。						

【中期目標の期間の終了時の検討】

外郭団体の指定理由の変更

所管所属名	建設局	団体名	クリアウォーターOSAKA（株）
-------	-----	-----	------------------

要綱(※1)第6条第4項各号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容	変更の有無：	有
大阪市内一円下水道施設の包括維持管理業務の確実な履行だけでなく、「大阪府市下水道ビジョン」に定められた府内市町村の事業運営支援を行うことをはじめとした広域的な業務の拡大に取り組み、下水道事業の持続、発展に貢献すること		

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の行政目的又は施策を達成することが困難である理由	変更の有無：	有
○指定基準規程(※2)第3条第1項第1号アのうちの該当する規定		
(ア) 実施することができる他の民間の主体（営利法人、公益法人、NPO等をいう。以下同じ。）が見いだし難いもの。		
○理由		
当該法人は、本市が直営で実施していた下水道施設全体の総合的かつ一体的な維持管理及び運営業務を民間の経営手法を活用して効率的に実施していくために設立し、本市職員を転籍させたものであり、本市には当該業務を実施する体制はなく、安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有し、かつ、下水管路から下水処理場までの総合的な下水道システムの管理運営ノウハウを府内市町村に効率的かつ効果的に提供することができる唯一の事業者であるため。		

3 1の行政目的又は施策を達成するために当該法人に求める役割	変更の有無：	有
下水道トータルマネジメント企業として、本市と国の内外の下水道事業の持続、発展に貢献していくため、これまで本市が培ってきた技術・ノウハウを確実に受け継ぎ、時代の変化に合わせてこれを高度化させていくといった中長期的な視点に立った技術力の向上に取り組むこと。		

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由	変更の有無：	有
ア 当該法人が実施する本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性		
当該法人に本市が策定した「下水道事業経営形態見直し基本方針」、「大阪府市下水道ビジョン」にのっとった事業の運営や中長期的な視点に立った技術力の向上を行わせていくためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。		
イ 監理の手法としての比較優位性		
当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。		

(※1)大阪府外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱

(※2)大阪府外郭団体の指定に関する基準を定める規程